

# 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策緊急会合

日時：令和2年3月13日(金) 11時～

会場：県議会議事堂 スポーツ文教警察委員会室

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ  
愛媛県知事 中村 時広

3 意見交換

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策緊急会合 出席者名簿

経済労働関係団体

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名
愛媛県商工会議所連合会	会頭	大塚 岩男
愛媛県商工会連合会	副会長	越智 俊充
愛媛県中小企業団体中央会	副会長	井上 裕基
愛媛経済同友会	代表幹事	新山 富左衛門
一般社団法人愛媛県観光物産協会	会長	佐伯 要
愛媛ホテル協会	会長	野村 忠秀

農林水産関係団体

所 属	役 職	氏 名
愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長	西本 満俊
全国農業協同組合連合会愛媛県本部	運営委員会会長	菅野 幸雄
愛媛県森林組合連合会	代表理事専務	井谷 渙郎
一般社団法人愛媛県木材協会	会長	菊池 正
愛媛県漁業協同組合連合会	代表理事会長	平井 義則
愛媛県酪農業協同組合連合会	代表理事会長	河野 仁

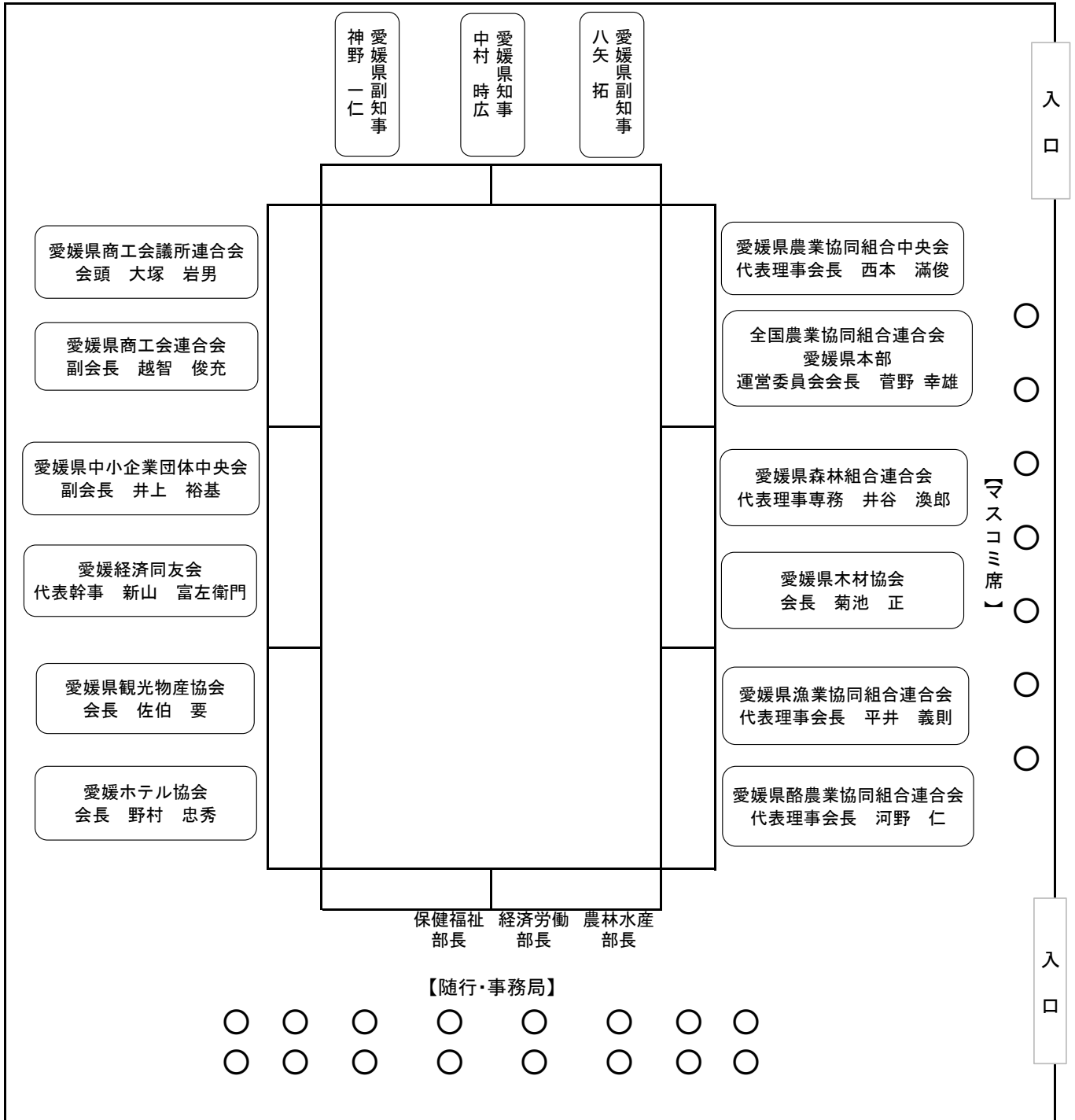
愛媛県

所 属	役 職	氏 名
愛媛県	知事	中村 時広
〃	副知事	神野 一仁
〃	副知事	八矢 拓

# 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策緊急会合

令和2年3月13日(金) 11:00～

スポーツ文教警察委員会室



愛媛県副知事  
神野一仁

愛媛県知事  
中村時広

愛媛県副知事  
八矢拓

入口

愛媛県商工会議所連合会  
会頭 大塚 岩男

愛媛県商工会連合会  
副会長 越智 俊充

愛媛県中小企業団体中央会  
副会長 井上 裕基

愛媛経済同友会  
代表幹事 新山 富左衛門

愛媛県観光物産協会  
会長 佐伯 要

愛媛ホテル協会  
会長 野村 忠秀

愛媛県農業協同組合中央会  
代表理事会長 西本 満俊

全国農業協同組合連合会  
愛媛県本部  
運営委員会会長 菅野 幸雄

愛媛県森林組合連合会  
代表理事専務 井谷 渙郎

愛媛県木材協会  
会長 菊池 正

愛媛県漁業協同組合連合会  
代表理事会長 平井 義則

愛媛県酪農業協同組合連合会  
代表理事会長 河野 仁

マスコミ席

保健福祉 部長  
経済労働 部長  
農林水産 部長

【随行・事務局】

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

入口

## (配布資料)

- 資料 1 県民の皆様へ  
愛媛県内における新型コロナウイルス感染症の状況等について
- 資料 2 愛媛県中小企業融資制度 緊急経済対策特別支援資金の御案内
- 資料 3 愛媛県緊急地域雇用維持助成金の御案内
- 資料 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策  
(政府第 1 弾)
- 資料 5 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 (政府第 2 弾)

県民の皆様へ

令和2年3月6日  
愛媛県知事 中村 時広

## 愛媛県内における新型コロナウイルス感染症の状況等について

国内各地で新型コロナウイルス感染症の発症者が確認されています。

本県におけるこれまでの状況や、県民の皆様にご気を付けていただきたい事項等は、以下のとおりです。

### 1. これまでの状況

本県では、3月2日（月）に初の感染者が確認されたほか、3月4日（水）には1人目の発症者が確認されましたが、ご家族や職場の同僚など関係の方々のご協力をいただき、直ちに自宅や勤務先の消毒、関係の方々の検査を行い、その結果を公表してきました。

これらの方々を含め、本日15時現在までに、県全体でウイルス検査を116件実施し、陽性と判定されたのは2件のみで、114件は陰性です。陽性の2件も無症状と軽症であり、重症や死亡例は発生しておりません。

これまでの検査結果については、次の表のとおりです。

対処事例	検査数	陰性	陽性		
			無症状	軽症	重症・死亡
クルーズ船下船者	7	7	なし	なし	なし
1例目の関係者	32	31	1	なし	なし
2例目の関係者	27	26	なし	1	なし
その他医師等からの要請によるもの	87 <del>50</del>	87 <del>50</del>	なし	なし	なし
<b>合計</b>	<b>153</b> <del>116</del>	<b>151</b> <del>114</del>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

※修正後の数字はR2.3.12現在

まず、クルーズ「ダイヤモンド・プリンセス号」から下船された7名の方に対しましては、帰県時に症状はありませんでしたが、ウイルス検査に御協力をいただき、全員の陰性が確認されました。本日までが健康観察期間であり、毎日保健所が確認を行っておりますが、これまで全く健康状態に異常はありません。

次に、3月2日に感染が確認された1例目の方につきましては、咳や発熱もなく

無症状でしたが、感染症指定病院に入院いただくとともに、ご家族や職場の同僚など関係の方々にも御協力いただき、ウイルス検査を行い、全員の陰性を確認しました。ご本人と自宅待機中のご家族や職場の同僚の方々の健康観察を行っておりますが、健康状態に異常はありません。ご自宅と勤務先の消毒も直ちに実施しております。

3月4日には、2例目として、本県で初となる発症者（患者）が確認されましたが、症状は軽症であり、同日に感染症指定病院に入院しています。ご家族や職場の同僚の方々にウイルス検査を行い、本日までに全員の陰性を確認しました。現在、関係者全員が自宅待機を行うとともに、保健所による健康観察を行っております。自宅と勤務先の消毒も完了しております。

さらに、県内で、発熱等があり、医師等からの要請を踏まえ帰国者・接触者相談センターの判断で検査を行った方についても、全て陰性の結果となっています。

こうしたことから、県内において、陽性が確認された2名から感染が広がっている状況ではなく、愛媛県内では、不特定多数の者が感染している状況は確認されておられません。

県民の皆様には、まずは安心していただき、冷静な対処をお願いします。

## 2. 県民の皆様へのお願い

また、県民の皆さんには、改めて以下のことをお願いします。

### ① 基本的な感染予防対策

- ・「咳エチケット」、「手洗い」
- ・一人一人の体調管理
- ・換気が悪く、人が密に集まる空間や、不特定多数が集まるような場所を避けること

### ② 正しい情報に基づく行動

- ・37.5度以上の発熱が4日以上続くなどの症状のある場合には、帰国者・接触者相談センターに相談していただくこと
- ・物資不足等の根拠のない情報に基づく行動はしないこと
- ・県の情報に基づき冷静に落ち着いて行動すること
- ・入院患者を受け入れる感染症病床については、院内感染対策を十分に行っており、感染の恐れはないこと など

### ③ 高齢者施設や医療機関への訪問・面会の自粛

- ・重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方の感染を防ぐため、高齢者施設や医療機関への訪問及び面会を自粛すること

#### ④ イベントの中止・延期等

- ・多数の方が集まるイベントを中止、延期又は規模を縮小すること
- ・イベントを開催する場合にも、風通しの悪い空間を作らないこと

#### ⑤ テレワーク・時差出勤・休暇取得への配慮

- ・企業・事業所におけるテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進を図ること
- ・休校中のお子さんのおられる従業員への経営者の配慮
- ・従業員に発熱等の風邪症状がみられる従業員の休みやすい環境整備に努めること

### 3. コールセンター等の設置

県では、県民の皆様からの様々な不安の声を受けとめ、解消に繋げるため、現在の相談受付体制を大幅に拡充することとし、県と松山市との合同で24時間体制のコールセンターを新たに設置し、明日、午前9時から運用を開始することといたしました。

新型コロナウイルスに関する一般相談窓口は、以下のとおりです。

○電話番号：089-909-3468

○運用開始：3月7日（土）9時から

○対応時間：土日祝日含んで24時間対応

また、既に24時間対応している「帰国者・接触者相談センター」についても、新たな電話連絡窓口を設置し、県内全域の受診相談に対応するなどにより、相談体制を強化することとしております。

帰国者・接触者相談センターの連絡先等は、以下のとおりです。

○新たな電話番号：089-909-3483

○新しい電話番号への移行：3月9日（月）21時から

### 4. PCR検査の保険適用

本日から、新型コロナウイルスのPCR検査への保険適用が開始されることとなりましたが、現時点では、検査が可能な民間機関は全国で79か所のみであり、県内では検査可能な民間機関はないと聞いています。通常のインフルエンザのように、すぐに身近の一般病院で検査が受けられる状況ではありませんので、くれぐれもご注意いただくようお願いいたします。

県では、衛生環境研究所に検査機器を増設し、人員も拡充して、今後の検査件数の増加にも対応することとしております。

## 5. 最後に

ウイルス感染は、ご本人の意思で行われたものではありません。また、ダイヤモンド・プリンセス号からの下船者や、感染者の職場の方々など検査を実施した方は、国の基準で検査が必要な方だけでなく、県の独自の検査に快く応じていただいた方も含まれます。

未知のウイルスで姿が見えないため、県民の皆様にとって不安や恐れのお気持ちはあろうかと思いますが、こうした方々やその関係者の方々も、我々と同じ普通の県民であることに一切変わりはありません。

なにとぞ、こうした方々やその関係者を、地域社会や人の輪から遠ざけるようなことはせず、むしろ「大変だったね」と声をかけていただきたいと思います。

私たちが西日本豪雨災害で学んだのは、人の絆の強さであり、大切さです。ウイルスを過度に恐れ、地域で共に生きる方々を攻撃・排除したり、傷つけたりするのではなく、むしろ今こそ他人を思いやり、皆で手を取り合って、この不安と危機に対処していきましょう。

今後とも、検査結果の公表、迅速な対応を行っていく所存でありますので、皆様のご理解とご協力を切にお願いいたします。



# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模企業者の資金繰りを支援します

## —緊急経済対策特別支援資金の要件緩和と融資利率引き下げ—

### 1 融資の対象

県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当する方

- ① 為替変動、海外製品との競合、輸出関連企業との取引減少等(新型コロナウイルス感染症の影響を含む。)により、最近1か月間の売上高が過去3年間のいずれかの同期の売上高と比較して3パーセント以上減少している方
- ② セーフティネット保証(4号・5号)を利用される方 など

### 2 融資の条件 すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

資金用途	運転資金	借換資金
融資限度	企業:5千万円 組合:1億円	企業:8千万円 組合:1.6億円
融資期間	7年以内(据置1年以内)	10年以内(据置1年以内)
融資利率	<b>融資対象①② 年1.50%</b> (当面の間、融資対象①を年1.65%から引き下げ)	
保証料率	融資対象① 年0.35%~1.72%(割引有) 融資対象② 4号:年0.80%、5号:年0.70%	

### 3 添付書類 詳しくは窓口にお問い合わせください。

- 1 融資対象①は、売上高等が確認できる書類
- 2 融資対象②は、市町長の認定書

### 4 融資申込窓口 金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会

#### セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)と別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

##### ○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。(売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合)

##### ○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。(売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合)

詳細については中小企業庁のHPをご覧ください。

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

#### 【問い合わせ先】

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課金融係  
TEL:089-912-2481 FAX:089-912-2479

愛媛県信用保証協会業務統括部企業支援課  
TEL:089-931-2114 FAX:089-931-1026

# 愛媛県緊急地域雇用維持助成金の御案内

～ 雇用の維持を図る事業主を支援します ～

愛媛県では、雇用調整が地域経済に深刻な影響を及ぼす地域において、従業員の雇用維持に努力する事業主に助成金を支給して、雇用の安定や事業活動の継続を支援します。なお、**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主は、県内全域が対象となります。**



## ～助成内容～

**支給対象**…国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主（教育訓練・出向によるものは対象外）

- ・南予地域<sup>※</sup>、久万高原町及び砥部町に所在する事業所

※宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町

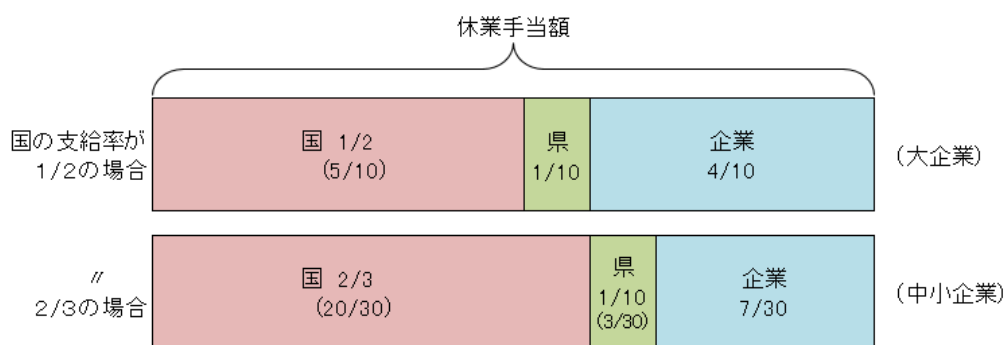
- ・**県内全域の事業主（新型コロナウイルス感染症の影響に伴うものに限る。）**

国の「雇用調整助成金」の支給率に応じて次の金額を助成

（1事業所当たり年100万円を上限）

区分	国の支給率	県助成金の額
大企業	2分の1	国支給決定金額の 5分の1の額 （休業手当額の 10分の1の額）
中小企業	3分の2	国支給決定金額の 20分の3の額 （休業手当額の 10分の1の額）

## 助成割合 イメージ



**○申請手続** 「支給申請書」と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）

〒790-8570 愛媛県 経済労働部 産業人材室（封筒への住所記載不要）

**○申請書類の入手方法** 県ホームページからダウンロード  
（「愛媛県、維持助成金」で検索）

- 今回の対策は国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置する対策であるが、足下の状況を踏まえて事業者への支援もしっかりと行う。
- 事業者の資金繰りを5,000億円規模で徹底的に支援。また、生産性革命推進事業等を活用し、サプライチェーンの毀損等にも対応。
- 今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、必要な施策を講じていく。

## 1. 徹底的な資金繰り支援

### ①セーフティネット保証4号・5号

- 【4号】自治体からの要請に基づき、別枠（最大2.8億円）で100%保証。  
（売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合）
- 【5号】重大な影響が生じている業種に、別枠（最大2.8億円）で80%保証。  
（売上高が前年同期比▲5%以上減少の場合）

### ②セーフティネット貸付（要件緩和）

- 売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資。  
（上限額）中小7.2億円、国民4800万円  
（基準金利）中小1.11%、国民1.91%※担保等により変動

### ③衛生環境激変対策特別貸付

- 一時的な業況悪化等となった旅館業等営業者に、通常と別枠で特別貸付。  
（上限額）旅館業3千万円、その他業種1千万円  
（基準金利）1.91% 又は 1.01% ※担保等により変動

### ④金融機関等への配慮要請

- 事業者からの返済緩和要望等への柔軟な対応を要請。

## 2. サプライチェーン・観光等

### ○生産性革命推進事業

サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援。

#### i.ものづくり・商業・サービス補助

国内生産強化等の設備投資を支援  
 ・補助率 中小1/2 小規模2/3  
 ・補助上限 1,000万円

#### ii.持続化補助

小規模事業者の販路開拓を支援  
 ・補助率 2/3  
 ・補助上限 50万円

#### iii.IT導入補助

IT導入による効率化を支援  
 ・補助率 1/2  
 ・補助額 30～450万円

## 3. 経営環境の整備

### ①経営相談窓口の開設（1/29～）

- 中小団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に窓口を設置し、経営相談に対応。

### ②産業界への下請配慮要請

- 新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者との取引について、親事業者が柔軟な配慮を行うよう要請。

### ③雇用調整助成金

- 日中間の人の往来の急減による影響を受けるなど一定の要件を満たす事業主について、生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮するなど、支給要件を緩和。

（助成内容）休業時の休業手当等について、  
 中小企業は2/3、大企業は1/2を助成。

## 4. 国内感染対策の側方支援

- 十分な量のマスクを継続的に供給できる環境の整備（マスク生産設備の導入補助等）
- 産総研が開発した迅速ウイルス検出機器の新型コロナウイルス感染症対応

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。**

## (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

### ◆感染拡大防止策

- ・ **クラスター対策の専門家**を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

### ◆需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- ・ **布製マスク2,000万枚**を国で一括購入し、**介護施設等に緊急配布**
- ・ **医療機関向けマスク1,500万枚**を国で一括購入し、**必要な医療機関に優先配布**
- ・ マスクメーカーに対する**更なる増産支援**

### ◆PCR検査体制の強化

- ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- ・ PCR検査を**保険適用(公費補助)**により引き続き自己負担なし)

### ◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・ **緊急時に5,000超**の病床確保と**人工呼吸器**等の設備整備支援
- ・ AMED等の活用による**治療薬**等の開発加速

### ◆症状がある方への対応

- ・ **傷病手当金**の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

### ◆情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報**(典型的な臨床情報等)
- ・ **在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

## (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

### ◆保護者の休暇取得支援等

- ・ 正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)**
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

### ◆個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ **緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等)**

### ◆放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・ 午前中から**放課後児童クラブ**等を開所する場合等の**追加経費を国費(10/10)**支援
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)**支援
- ・ **企業主導型保育施設利用者支援事業**の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

### ◆学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- ・ **給食調理業者、食品納入業者、酪農家**等へのきめ細かい各種支援

### ◆テレワーク等の推進

## (3) 事業活動の縮小や雇用への対応

### ◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・ 特例措置の対象を**全事業主に拡大**、対象の明確化(一斉休業等)、**1月遡及適用**
- ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

### ◆強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置:総額1.6兆円規模

- ・ 「**新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**」を創設(**5,000億円規模**)し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援**
- ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・ **日本政策投資銀行(DBJ)**及び**商工中金**による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(**2,040億円**)
- ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

### ◆サプライチェーン毀損への対応

- ・ **国際協力銀行(JBIC)**の「成長投資ファンド」等の活用(**最大5,000億円規模**)
- ・ **DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

### ◆観光業への対応

- ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の**誘客先の多角化**等支援
- ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

### ◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

## (4) 事態の変化に即応した緊急措置等

### ◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ等対策特別措置法**を適用

### ◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

### ◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・ **確定申告期限の延長**(令和2年4月16日まで)、**運転免許の更新の臨時措置**等
- ・ 公共工事等の柔軟対応(**工期の延長**)や繰越の弾力的対応

### ◆国際連携の強化

- ・ WHO等による緊急支援への貢献

### ◆地方公共団体における取組への財政支援

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾） ～ポイント（経済産業省関連）～

## 1. 強力な資金繰り対策

- (1) **約1.6兆円規模の融資・保証枠**を確保（第1弾5000億+第2弾1.1兆）
- (2) **特別貸付**を創設、**遡及して金利引下げ（▲0.9%）**  
（中小1.11%→0.21%、国民1.36%→0.46%）。  
更に、**フリーランスを含む個人事業主、売上高が急減している中小・小規模事業者**について、実質的に**無利子化**。
- (3) 影響の広がりや深刻さを踏まえ、**危機時の対策**を発動。
  - セーフティネット保証4号・5号（2階分別枠）に加えて、**危機関連保証（100%保証）**を初めて発動し**3階分別枠**を措置。
  - **危機対応業務**も実施し、資金繰りに万全を期す。

- ① **日本政策公庫による特別貸付（予備費：579.0億（うち財務省計上346.0億））**
  - 制度開始時期： 1月29日（相談窓口設置日）まで遡及
  - 適用要件： 売上高▲5%  
※個人事業主（フリーランスを含む）には、影響に関する定性的な説明でも可。
  - 貸付額： 中小事業3億円、国民事業6千万<別枠>
  - 金利： 一律金利から▲0.9%
  - 利下対象上限： 中小事業1億、国民事業3千万 ※当初3年間
- ② **特別利子補給制度（予備費：47.0億）**
  - 制度開始時期： 1月29日（相談窓口設置日）まで遡及
  - 適用要件：
    - (i) 個人事業主（フリーランス含む）・・・要件なし
    - (ii) 小規模事業者・・・・・・・・・・売上高▲15%
    - (iii) 中規模事業者・・・・・・・・・・売上高▲20%
  - 補給対象限度額： 中小事業1億、国民事業3千万 ※当初3年間
- ③ **マル経融資制度の拡充（予備費：2.0億（財務省計上））**
  - 小規模事業者に対して別枠1千万円を▲0.9%金利引き下げ（1.21%→0.31%）
- ④ **危機関連保証（予備費：54.0億（うち財務省計上47.0億）の内数）**
  - 適用要件： 売上高▲15%
  - 保証割合： 100%
  - 限度額： 一般保証、セーフティネット保証とは、さらに別枠で2.8億
- ⑤ **危機対応業務**
  - 指定金融機関である商工中金及び日本政策投資銀行が危機対応業務を実施。

## 2. 需給両面からの総合的なマスク対策

マスクが品薄状態であることを踏まえて、需給両面からの総合的な対策として、**厚生労働省と連携・サポートして、①マスクの転売行為禁止、②国によるマスクの買上げ、配布、③マスク等生産設備導入補助**を行う。

- ① **マスクの転売行為禁止**
  - 小売り業者等からマスクを購入した者がそのマスクを高値転売することを禁止（国民生活安定緊急措置法施行令の改正）。
- ② **国によるマスクの買上げ、配布**
  - 再利用可能な布製マスクを国が一括して購入（2,000万枚）し、介護施設、障害者施設、保育所、学童保育等の現場に一人一枚配布。
  - 医療機関向けマスクを国が一括して購入（1,500万枚）・確保し、医療機関に優先配布。
- ③ **マスク等生産設備導入補助（予備費：1.6億）（経産省計上）**
  - マスクやアルコール消毒液の生産設備導入の一部を補助（中小3/4、大・中堅2/3）。